

産業用ロボット「**教示等**」特別教育(学科+実技)

近年、産業用ロボットは、人手不足への対応や生産性の向上のため、あらゆる生産現場で急速に普及していますが、プログラミングや操作ミスによる労働災害の危険性があるため、労働安全衛生法第59条第3項により「危険な作業」に指定され、産業用ロボットの教示等(ティーチング)の業務に従事する労働者には、あらかじめ法令に定められた特別教育を受けさせなければなりません。

今回から、**学科と実技による教育**を実施しますので、これまでのように事業所での実技教育の必要はなく、**1日半の講習で、法令に定める特別教育を修了**することができます。

実施人数に限りがありますので、お早めにお申し込みくださるようお願いいたします。なお、この講習では「産業用ロボットの検査等の業務」は含みませんので、ご注意ください。

対象者 産業用ロボットに対して動作の位置や速度、動作の順番などをプログラミングする業務(教示等)を行う方

講習の内容(安全衛生特別教育規程によるカリキュラム)

- 1 産業用ロボットに関する知識(ロボットの種類・機能や取り扱い) 2時間
- 2 関係法令 1時間
- 3 産業用ロボットの教示等の作業に関する知識(教示作業の方法・教示作業の危険性) 4時間
- 4 実技教育(操作方法・教示等の作業方法) 3時間



当協会の「産業用ロボット教示等特別教育(学科のみ)」を受講された方で、社内での実技教育がまだ未実施の方は、実技教育だけでも受講できますので、ご相談ください。

日 時

令和8年**12月2日(水)・3日(木)**

1日目(学科) 9:00～17:30

2日目(実技) 午前と午後の2班に分かれて3時間の講習(午前・午後の指定はできません)

※申込後、詳細な時間割等を記載した「受講票(カリキュラム)」を送付します

会 場

カワサキロボットサービス(株) 関東ロボットスクール (足利市堀込町116-3)

受講料

29,700円

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます

申込期間

令和8年9月1日(火)～ 11月18日(水) 定員12名 (先着順・定員で締め切り)

申込方法

ホームページから直接お申し込みください (お問い合わせは、協会事務局73-6660まで)

助成金

市内中小製造業の場合は、足利市から**受講料の30%が助成**されます。

【参考】昭58.6.28基発第339号通達

産業用ロボットとは、マニプレータ及び記憶装置(可変シーケンス制御装置及び固定シーケンス制御装置を含む)を有し、記憶装置の情報に基づき、マニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことのできる機械をいう。